

入会金及び会費に関する規程

(目 的)

第1条 本規程は、会則第6条の規定に基づき、負担金、入会金及び会費に関する事項を定めることを目的とする。

(負担金)

第2条 正会員の負担金は、前々年度の浄化槽整備事業にかかる循環型社会形成推進交付金及び地方創生汚水処理施設整備推進交付金を合算した額の1,000分の2.5を年額とし、それにより得られた金額が正会員を構成する交付対象市町村数で除したとき、20,000円を超える場合は20,000円に前記交付対象市町村数を乗じて得た額とする。

(入会金)

第3条 入会金は特別会員にあっては、5,000円、賛助会員にあっては、100,000円とする。

(会 費)

第4条 会費は次のとおりとする。

(1) 特別会員

年額	団体	30,000円
	個人	3,000円

(2) 賛助会員

年額	一級	5,000,000円以上
	二級	3,000,000円
	三級	2,000,000円
	四級	1,000,000円

(負担金、入会金、会費の納入等)

第5条 入会金は入会するとき、負担金及び会費は毎年度当初に金額及び納入期日を会員に通知するものとし、通知を受けた会員は指定の期日までに納入しなければならない。但し、年度の途中で入会する正会員については、負担金にその残月数を乗じて12で除した金額を徴収する。(千円未満切捨て)

2 年度の途中で退会又は除名されても、その年度の負担金及び会費は納入しなけれ

ばならない。

附 則

本規程は、総会議決の日から施行し、平成3年4月1日より適用する。

この規程は、平成14年1月1日より施行する。

この規程は、平成18年1月1日より施行する。

この規程は、平成19年1月1日より施行する。

附 則（平成23年4月1日）

東日本大震災により甚大な被害が生じた会員の負担金減免措置を行うために、入会金及び会費に関する規程第2条に定める負担金については、当分の間、次の暫定措置に従うものとする。

（暫定措置）

第1条 正会員の負担金は、平成20年度、21年度、22年度の3か年の負担金の平均額に、100分の110を乗じた額とする。

第2条 この措置は、平成23年度の負担金分から適用する。

第3条 以下の会員にあつては、負担金を免除する。

ア 岩手県浄化槽推進協議会

イ 宮城県合併処理浄化槽普及促進協議会

ウ 福島県合併処理浄化槽普及促進協議会

第4条 会長がやむを得ない事由があると認めた場合には、この措置によらないことができる。

第5条 この措置は、施行後3年を経過した時点で、第3条の会員所在地の復旧・復興状況を勘案し、必要があると認められた場合には見直すものとする。

（施行期日）

この附則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日）

東日本大震災により甚大な被害が生じた会員の負担金減免措置を行うために、入会金及び会費に関する規程第2条に定める負担金については、当分の間、次の暫定措置に従うものとする。

（暫定措置）

第1条 正会員の負担金は、平成20年度、21年度、22年度の3か年の負担金の平均額に、100分の105を乗じた額とする。

第2条 この措置は、平成26年度の負担金分から適用する。

第3条 以下の会員にあつては、平成20年度、21年度、22年度の3か年の負担金の平

均額に、100分の50を乗じた額とする。

ア 岩手県浄化槽推進協議会

イ 宮城県合併処理浄化槽普及促進協議会

ウ 福島県合併処理浄化槽普及促進協議会

第4条 会長がやむを得ない事由があると認めた場合には、この措置によらないことができる。

第5条 この措置は、施行後2年を経過した時点で、第3条の会員所在地の復旧・復興状況を勘案し、必要があると認められた場合には見直すものとする。

(施行期日)

この附則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日)

東日本大震災により甚大な被害が生じた会員の負担金減免措置を行うために、入会金及び会費に関する規程第2条に定める負担金については、当分の間、次の暫定措置に従うものとする。

(暫定措置)

第1条 正会員の負担金は、平成25年度及び26年度の「入会金及び会費に関する規程」第2条により得た額に、100分の105を乗じて得た額の平均額と、平成27年度負担金額の平均額とする。

第2条 この措置は、平成28年度の負担金分から適用する。

第3条 以下の会員にあっては、負担金を第1条で得た平均額に、100分の50を乗じた額とする。

ア 岩手県浄化槽推進協議会

イ 宮城県合併処理浄化槽普及促進協議会

ウ 福島県合併処理浄化槽普及促進協議会

第4条 会長がやむを得ない事由があると認めた場合には、この措置によらないことができる。

第5条 この措置は、施行後2年を経過した時点で、第3条の会員所在地の復旧・復興状況を勘案し、必要があると認められた場合には見直すものとする。

(施行期日)

この附則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年11月17日)

熊本地震により甚大な被害が生じた会員の負担金減免措置を行うために、入会金及び会費に関する規程第2条に定める負担金については、当分の間、次の暫定措

置に従うものとする。

(暫定措置)

第1条 「熊本地震」の被害が甚大であった会員にあっては、その負担金を被害の状況を勘案して減額する。

第2条 この措置は、平成29年度の負担金分から適用する。

第3条 熊本県浄化槽普及促進協議会にあっては負担金の3分の1を減免する。

第4条 この措置は、施行後2年を経過した時点で、第3条の会員所在地の復旧・復興状況を勘案し、必要があると認められた場合には見直すものとする。

(施行期日)

この附則は、平成28年11月17日から施行する。

附 則 (平成30年4月1日)

(暫定措置)

1. 東日本大震災及び熊本地震により甚大な被害が生じた会員の負担金減免措置を行うために、入会金及び会費に関する規程第2条(以下、「規程」という。)に定める負担金については、次のとおりとする。

(1) 以下の会員の負担金の額は、規程により得た額に3分の1を減じた額とし、その他の正会員の負担金の額は、規程により得た額に100分の103を乗じた額とする。

ただし、平成29年度の負担金額を超えないものとする。

ア 岩手県浄化槽推進協議会

イ 宮城県合併処理浄化槽普及促進協議会

ウ 福島県合併処理浄化槽普及促進協議会

エ 熊本県浄化槽普及促進協議会

(2) この措置は、平成30年度の負担金及び平成31年度の負担金に適用する。

(3) 会長がやむを得ない事由があると認めた場合は、この措置によらないことができる。

(施行期日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日)

(暫定措置)

1. 令和2年度の負担金は、令和元年度の負担金と同額とする。

(施行期日)

2. この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日）

（暫定措置）

1. 令和3年度の負担金は、令和元年度の負担金と同額とする。
2. 平成23年4月1日から平成30年4月1日に措置した東日本大震災及び熊本地震により甚大な被害が生じた会員の負担金減免措置は、令和4年度より撤廃する。

（施行期日）

3. この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日）

（暫定措置）

1. 令和4年度の負担金は、規程第2条に基づき令和元年度、令和2年度の交付金確定額から令和2年度、令和3年度負担金額をそれぞれ算出し、その平均額と令和元年度負担金の額を比較し金額の少ない額とする。
2. この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日）

（暫定措置）

1. 令和5年度負担金は、令和4年度と同額とする。
2. この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年11月21日）

（施行期日）

1. 総会決議の日から施行し、令和6年4月1日より適用する。

附 則（令和7年11月20日）

（暫定措置）

1. 能登地震により甚大な被害を生じた負担金の減免措置を行うために、規程第2条に定める負担金については、次のとおりとする。

（1）循環型社会形成推進交付金のうち浄化槽設置整備事業実施要綱の第3の（4）浄化槽災害復旧事業を除外する。

（2）この措置は令和7年度、令和8年度及び令和9年度負担金に適用する。

（3）この措置は、施行後、会員所在地の復旧・復興状況を勘案し、必要に応じて見直すものとする。

（施行期日）

2. 総会決議の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。